

避難所における食事の提供等について

令和7年度避難所関係担当者全国説明会（令和7年11月12日）



内閣府（防災担当）

目次

1. 食料の備蓄・炊き出し（温かい食事の提供）について
2. 能登半島地震における食事提供について
3. キッチンカーによる炊き出しへの対応
4. セントラルキッチン方式による炊き出しへの対応
5. 学校給食施設等の活用について
6. その他の炊き出しに関する通知
7. 食物アレルギー疾患を有する避難者等への対応
8. 災害救助法における炊き出しについて
9. 参考資料

1. 食料の備蓄・炊き出し（温かい食事の提供）について



- 炊出しその他のによる食品の供与は、避難者に対し応急的に炊出し等による食品の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保することが目的。
- 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループが同年1月に能登半島地震の対応を踏まえた各種取組の実施や避難所の在り方の見直しについてとりまとめ。（令和6年能登半島地震を踏まえた差災害対応の在り方について（報告書））
内閣府においては、この報告書等の提言を踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を改定しており、食事の提供について、メニューの多様化、適温食の提供等により食事の質を確保するようお願いしたい。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針より）

○食料・飲料水

1. 平常時における主な対応
 - ・ 指定避難場所にはあらかじめ応急的に必要な食料・飲料水を備蓄し、備蓄しない場合は指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の物資供給計画を作成すること。
 - ・ 備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないように検討すること。
2. 発災後における主な対応
 - ・ 食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保についても配慮すること。
 - ・ ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、学校給食施設等の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、セントラルキッチン方式を活用すること。
 - ・ キッチンカー等関係事業者と協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築し、災害発生時には温かい食事を速やかに提供すること。

○食物アレルギー（後掲）

第1 平時における対応

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

指定避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーを有する避難者にも配慮し、アルファー米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

(2) (略)

第2 発災後における対応

8 食事の質の確保

- (1) 食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保についても配慮すること。また、提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニュー、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にしながら、食材の入手状況や避難者の状況を踏まえて検討すること。
- (2) ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、特定給食施設（特に学校給食室）の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、セントラルキッチン方式を活用することや、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては食事等の提供契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮すること。
- (3) また、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所となっている学校の給食室等における炊事する場の確保、炊き出し設備の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。
- (4) キッチンカー等関係事業者と協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築し、災害発生時には温かい食事を速やかに提供すること。

9 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

（1）食事の原材料表示

食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

（2）避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーを有する避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。

（3）各避難所における管理栄養士等への相談

食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理栄養士等の専門職種に相談できるように努めること。

（4）文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

2. 能登半島地震における食事提供について

- 食事については、スープ、レトルトの親子丼、カレー、魚の煮物といった温めて食べられるものなど、避難生活の長期化に応じた様々な物資をプッシュ型で支援。
- また、自衛隊やNPOなどによる炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われてきたほか、セントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を効率的に行うといった新たな取組が行われた。



野菜ジュースや缶詰などの支援物資



業者による炊出し（七尾市）



キッチンカー（石川県）



提供される弁当の例（能登町）

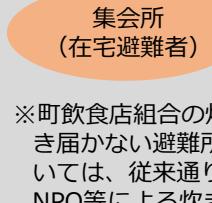


セントラルキッチンでの炊き出しの様子

『セントラルキッチン』（穴水町）

町飲食店
組合

※料理人、運送スタッフ
を雇用している場
合もある



避難所

※町飲食店組合の炊き出しのみでは行
き届かない避難所・在宅避難者につ
いては、従来通り、ボランティア・
NPO等による炊き出しを実施

3. キッチンカーによる炊き出しへの対応



【輪島市等におけるキッチンカーによる炊き出し支援状況調査】

- 令和6年9月20日からの大雨（能登地方）での民間事業者によるキッチンカーによる炊き出し状況を調査。
避難者に対する食事支援において積極的に活用され、メニューの多様化、温かい食事の提供につながっている。
※キッチンカーにより提供された食事の例：かつ丼、タコライス、焼きそば等、様々な食事が1度に数百食提供。

【災害対応車両登録制度】

- 令和7年6月1日より、災害対応車両登録制度が開始しており、発災時は、協定を締結しているキッチンカー事業者を活用するほか、当該制度によりニーズに合うキッチンカー（または調整法人）を検索し、派遣を依頼ができる。
(詳細はリーフレットを参照【参考資料1】)
- 災害対応車両検索システム（D-TRACE）を参照し、災害時に関わらず、平時から所有者又は調整法人と連携するなどに利用するとともに、未登録のキッチンカー事業者があれば登録するよう呼びかけいただくようお願いしたい。
- なお、キッチンカーでの食事提供に要した食事代、光熱費、人件費等の費用（これらを包含した金額として1食あたり単価が決まっている場合、当該単価に提供食数を乗じた金額）は災害救助費の対象となる。

4. セントラルキッチン方式による炊き出しへの対応



- セントラルキッチン方式による炊き出しは、複数の避難所等に配布するための食事を 1 カ所で数百食調理することにより、効率的な炊き出しが可能となる。また管理栄養士や調理人が入ることにより、栄養バランスがとれ、多様なメニューの食事の提供が可能となるなどの点で有効と考えられる。

【能登地震におけるセントラルキッチン方式の活用事例の調査】

能登半島地震では、セントラルキッチン方式により安定した適温食の確保が行われたことから、令和 6 年度、内閣府において、3 市町（穴水町、輪島市、珠洲市）でセントラルキッチン方式等により炊き出しを実施した関係者にヒアリングを行い、実際の流れを中心に取りまとめたところ。ヒアリングの内容からセントラルキッチン方式の活用にあたり、主に以下の 3 つの観点を検討する必要があると思われ、事例も合わせて整理する。なお、同調査の結果は HP※に掲載されているので参考とされたい。

1 調理場所の確保

火力や水の確保できる調理場所や難しい場合の対応方法などを整理しておくことが考えられる。

事例：公共施設の調理場、デイサービスセンター等を活用

2 調理・配送人員の確保

地域の飲食業協同組合等と事前に協定を締結するなどにより、発災時に調理・配送を行う人員を確保することが考えられる。

事例：地元飲食店の調理人等により実施

3 献立の検討・食材の調達

栄養面を考えた献立を考える者や食材の調達方法など整理しておくことが考えられる。

事例：献立は調理人が作成し、自治体の管理栄養士が確認、食材は調理人が調達した場合も自治体が確保した場合もあった。

※「災害時のセントラルキッチン方式を中心とした食事支援の実施方法・タイムラインの実際例
(令和 6 年能登半島地震被災地 3 市町でのヒアリング結果より)」【参考資料 2】

【プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄整備】

大規模災害発災時に、被災自治体の要請を待たず国が物資を調達し被災自治体へ支援をする「プッシュ型支援」について、より迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、**キッチン資機材**についても全国 8 地域の各拠点に新たに購入し、分散して備蓄を行う。【参考資料 3】

5. 学校給食施設等の活用について

- 災害発生時における避難所の運営の際、食事の質の確保に当たっては、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなることから、使用する際の安全面・衛生面の確保等を確認するほか、役割分担・費用負担等について、あらかじめ防災担当部局と教育委員会との間で共通認識を持つことができるよう、平時から連携できる体制を整えておくようお願いしたい。【関係事務連絡：参考資料4～6】

【避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用に関する検討状況調査】

【調査結果】（令和7年2月時点）

(1) 避難所となる学校の給食施設								
全国合計 (平均)	避難所となる 学校	うち、食事の提供が可能 となる設備が備わってい る学校	1. うち、活用に合意して いる学校		2. うち、活用の合意に向 けて打合せ中の学校		3. うち、本通知を周知済の 学校 (1.及び2.を除く)	
			数	数	数	割合 (%)	数	割合 (%)
			28,667	25,549	6,813	26.7%	1,938	7.6%
							6,122	24.0%

※活用に合意している学校の割合が高い都道府県

①京都府 78.4% ②群馬県 71.8% ③三重県 58.3% ④富山県 53.4% ⑤愛媛県 48.3%

(2) 学校から独立した給食施設（共同調理場等）

全国合計 (平均)	学校から独立し た給食施設 (共同調理場 等)	1. うち、活用に合意してい る給食施設		うち、避難者が調理を行う ことを予定している給食施 設		2. うち、活用の合意に向 けて打合せ中の給食施設		3. うち、本通知を周知済の 給食施設 (1.及び2.を除 く)		
		数	数	割合	数	割合 (%)	数	割合 (%)	数	割合 (%)
		2,026	890	43.9%	103	11.6%	132	6.5%	537	26.5%

6. その他の炊き出しに関する通知



○災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて

- ・ 食品を調理し、客に提供する又は飲食させる営業については、食品衛生法により、当道府県知事等の許可を受けなければならないと規定されており、個々の行為が営業と見なされるか否かについては、規模、形態、反復継続性等にかんがみ、許可の権限を有する都道府県知事等が総合的に判断している。
- ・ 災害時の避難所において、炊き出しのボランティア等として、事業者が被災者に食事を提供する行為は、キッチンカーによるものを含め、一般には営業とは判断されないと考えられることについて通知しており、自治体が実施する訓練も含まれる。炊き出し訓練については、万が一健康被害が生じた場合に備えて、参加者（調理者・飲食者）、日時をしっかり記録しておくことが大切。

【事務連絡「災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて」（令和6年11月1日）（参考資料7）】

○災害時の温かい食事の提供可能数確認シートについて

- ・ 災害時に避難者への温かい食事を速やかに提供できるよう、調理機材等の備蓄状況、避難所設備の調理設備の状況や協定の締結状況を確認し、温かい食事の提供可能数を確認、また不足数を確保するための参考としていただきたい。

【事務連絡「災害時における温かい食事の提供可能食数確認シートについて」（令和7年10月31日）（参考資料8）】

7. 食物アレルギー疾患有する避難者等への対応（内閣府）



- 食物アレルギーを有する避難者への配慮は重要であり、取組指針等において、食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について対応を求めている。
※乳幼児用ミルクのアレルギー対応について、新物資システムに項目を追加したので入力をお願いしたい。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針より）

○要配慮者への対応

1. 平常時における主な対応

- ・ 食物アレルギーを有する避難者に対して配慮するよう、アルファー米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄し、食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるように配慮すること。

2. 発生後における主な対応

- ・ 食物アレルギーを有する避難者が安心して食事ができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示することや、誤食事故の防止に向けて、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギー対象食料が示されたビブス等を活用すること。
- ・ 食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理栄養士等の専門職種に相談できるように努め、文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

【通知】

○指針の改正を踏まえ、避難所における食物アレルギー対策に一層取り組むために、各市区町村と十分連携し、必要な支援を行うよう依頼
【事務連絡「避難所等における食物アレルギー疾患有する被災者への対応について（依頼）」令和4年4月5日（参考資料9）】

○「行政機関・支援者の方向けQ&A集」「患者さん・家族の方向けQ&A集」（※3）などのパンフレット等を活用した積極的な情報提供や事前準備、アレルギー疾患担当部局、防災部局等の連携体制の構築に平時から務めるよう依頼
【事務連絡「災害時の避難所等におけるアレルギー疾患有する方への対応について」令和7年10月27日（厚生労働省、内閣府の連名通知）（参考資料10）】

7. 食物アレルギー疾患有する避難者等への対応（厚労省）



【基本的な指針の一部改正】

○ 令和4年3月、「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第76号）が改正。

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第11条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第5（3）

ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。
イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギー疾患有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

【通知】

○ 「行政機関・支援者の方向けQ&A集」「患者さん・家族の方向けQ&A集」（※3）などのパンフレット等を活用した積極的な情報提供や事前準備、アレルギー疾患担当部局、防災部局等の連携体制の構築に平時から務めるよう依頼
【事務連絡「災害時の避難所等におけるアレルギー疾患有する方への対応について」令和7年10月27日（厚生労働省、内閣府の連名通知）（参考資料10）（再掲）】

災害救助法における炊き出しその他による食品の給与

(内閣府告示第228号（第3条第1項第1号）、災害救助法事務取扱要領)

救助の程度・方法等

- 法による炊き出し等による食品の給与の対象者は、災害により避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者等、現に食物を得られないという状況が発生した者であること。
- 費用の限度額や救助期間について、一般基準での適切な救助の実施が困難な場合は、**特別基準を設定するなど柔軟に対応**すること。
(一般基準) 1,390円（1人1日当たり）、期間7日間
※別途、賃金職員等雇上費として人件費も対象となる場合がある。
- 対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費及び雑費。

8. 災害救助法における炊き出しについて②



主な留意事項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通状況等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスや質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 適温食の確保のため、キッチンカーの活用、料理人等の専門職による食事提供、弁当等の配食サービス事業者等の食料提供業者による提供、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にも努めること。
(炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例等を避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）に掲載)
- 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。

9. 参考資料一覧



参考資料1：「災害対応車両登録制度」リーフレット【[災害対応車両登録制度 A4チラシ（3p）](#)】

参考資料2：「災害時のセントラルキッチン方式を中心とした食事支援の実施方法・タイムラインの実際例
(令和6年能登半島地震被災地3市町でのヒアリング結果より)」
【<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r6chousa.pdf>】

参考資料3：プッシュ型支援における内閣府分散備蓄整備の概要

参考資料4：「避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（依頼）」令和5年6月22日
【https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r5_03.pdf】

参考資料5：「避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用の留意事項」令和7年1月16日
【https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r7_0116.pdf】

参考資料6：「避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用推進のお願いについて」令和7年3月27日
【https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r7_0327.pdf】

参考資料7：「災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて」（令和6年11月1日）
【https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r6_02.pdf】

参考資料8：「災害時における温かい食事の提供可能食数確認シートについて」（令和7年10月31日）
【https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r7_1031.pdf】

参考資料9：「避難所等における食物アレルギー疾患有する被災者への対応について（依頼）」令和4年4月5日
【https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r4_15.pdf】

参考資料10：「災害時の避難所等におけるアレルギー疾患有する方への対応について」令和7年10月27日
【https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r7_1027.pdf】

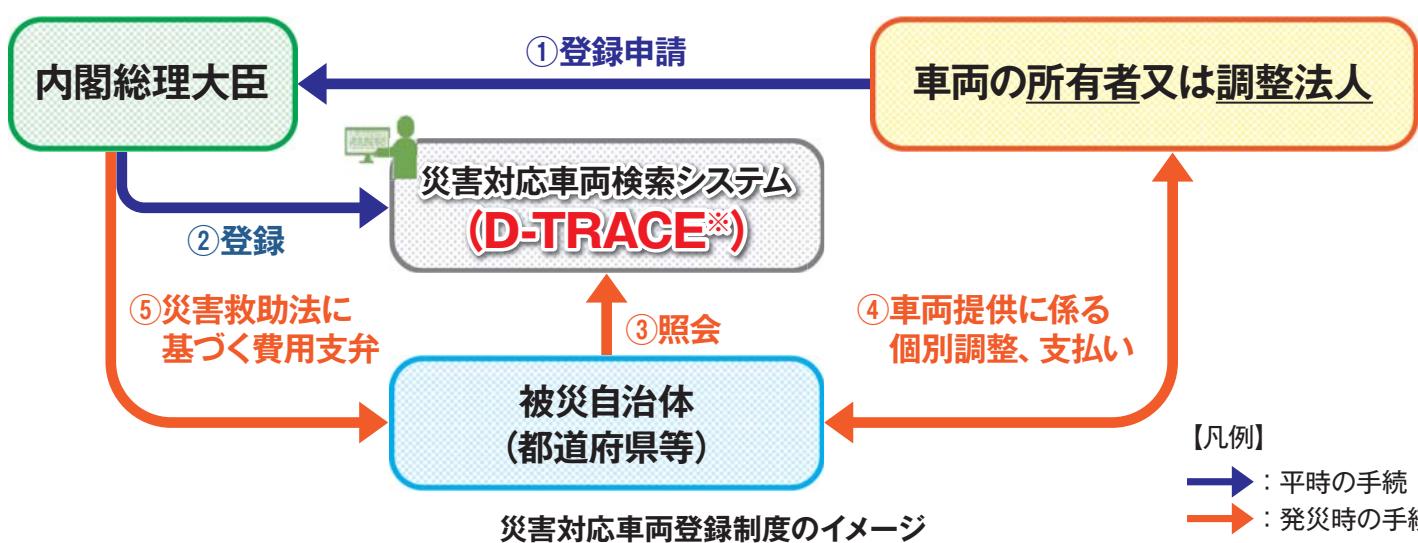
令和7年
6月1日
登録開始

災害対応車両登録制度が 始まります



- 災害に遭われた方々に対し迅速に良好な生活環境を提供することは、災害関連死を防ぐうえでも、大変重要です。
 - キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の災害対応車両は、発災直後から、温かい食事や快適な居住・衛生環境等を提供します。これらは、令和6年能登半島地震でも活躍しました。
 - 災害時にこれら災害対応車両を有効に活用し、円滑な被災者支援を実現するため、令和7年6月1日より、災害対応車両登録制度の運用を開始します。

※災害対応車両登録制度とは、災害対応車両／災害対応車両調整法人を平時から登録・データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度です。



※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engineの頭文字をとったもの

災害対応車両登録制度の概要

登録の対象は

(1) 災害対応車両又は(2) 災害対応車両調整法人のいずれかです。それぞれ、
(1) 災害対応車両の所有者又は(2) 災害対応車両調整法人からの申請に基づき、
内閣総理大臣が登録します。

▶災害対応車両とは、発災時に、①避難所、②住まい、③トイレ、又は、④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供されるもので、自走型のほか、運搬又は牽引される形態のもの（コンテナ型やトレーラー型）が対象となります（以下「車両」と略称）。

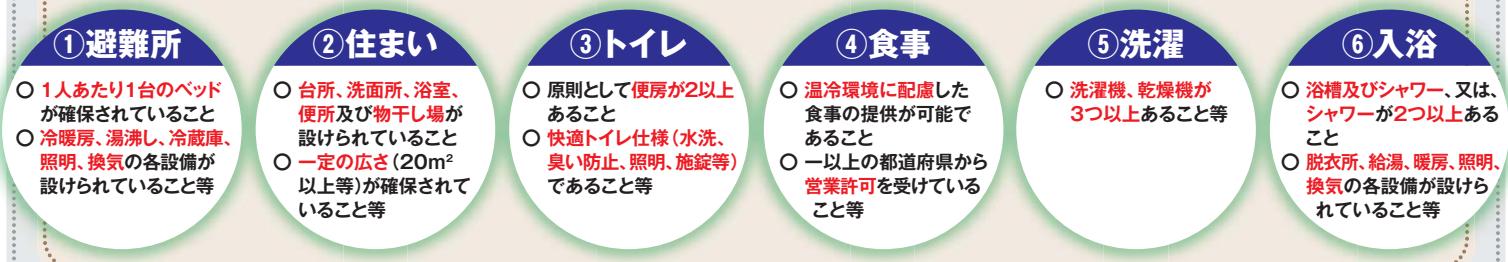
▶災害対応車両調整法人とは、発災時に、災害対応車両の配車調整等を行う法人です（以下「調整法人」と略称）。



災害対応車両の例

登録の基準は

- 車両の所有者又は調整法人が、
 - ・発災時に被災自治体を支援する意思を有している、及び、
 - ・一定の欠格事由に該当しない必要があります。
 - また、車両を登録する際には、申請に係る車両が、一定の登録基準（下記参照）に適合している必要があります。



登録後・発災後の対応は

- 災害対応車両検索システム(D-TRACE*)
に、登録を受けた車両等の情報が、順次、蓄積されます。
 - 地方自治体は、D-TRACEを参照し、ニーズに沿う車両を検索できます。
 - 国は、災害救助法に基づき、地方自治体が支出した費用の最大9割を負担します。

※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine

災害用車両登録情報システム
D-TRACE 利用規約

[トップページ](#) > 北海道の車両一覧

車両・法人検索 [マイページ](#) [ログアウト](#)



問合せ対応中

災害時用途
避難所 / 洗濯 /
入浴

種別
キャンピングカー
あり

活動実績

【九州対応】避難場所として利用可能な2人用キャンピングカー

レンタル価格	0.9万円/日	サイズ	5160mm × 2110mm × 2000mm
発生価格	150.5万円	重量	2,560kg
		登録済日	2027年1月1日
		平時設置場所	福岡県福岡市
		平時用途	キャンピングカー

まとめて問い合わせ 問合せ対応中

災害対応車両検索システム (D-TRACE) による車両検索の例

車両の活用により、発災直後から良好な生活環境の確保が可能に

登録を申請される方へ(災害対応車両の所有者・災害対応車両調整法人)

登録の手順は

- 災害対応車両検索システム(D-TRACE)上の「申請ページ」から、ウェブ上で登録を申請できます。
- 申請者の情報、車両の規格に関する情報等の入力に加え、プルダウン方式で回答いただく申請事項を多く設定するなど、極力、申請に係る負担の軽減に努めています。
- 発災時に、被災自治体への車両の提供の可否等を真摯に検討することが登録の条件となるため、この旨を申請フォーム上で「承諾」いただきます(「承諾する」にチェックを入れる)。
- 必要書類(以下)をアップロードすれば、申請手続は完了です。

D-TRACE上の車両情報の入力画面例

[災害対応車両の登録を受ける場合]

〈必ずご用意いただくもの〉

- ・欠格事由に該当しないことの誓約書、車両に係る設計図書、竣工図書、写真

〈必要に応じてご用意いただくもの〉

- ・自動車検査証の写し、食品衛生法に基づく営業許可証の写し 等

[災害対応車両調整法人の登録を受ける場合]

- ・欠格事由に該当しないことの誓約書、定款その他活動内容が分かる資料

▶登録は5年ごとの更新制です。

▶システム上の電子申請が原則ですが、画面申請も可能です。ご希望の場合、内閣府へお問合せください。

▶常に最新の情報がデータベースに掲載されるよう、登録内容に変更が生じた場合には、ご自身でデータベースにアクセスして変更いただくほか、年に2回(4月30日、10月31日)、掲載されている情報が最新か否かを確認いただきます。

よくあるご質問

質問 登録を受けた場合には、自治体からの車両提供要請に、必ず応じなければなりませんか?

回答 車両の提供可否を真摯に検討いただきますが、その結果、提供が困難と判断された場合には、車両提供の必要はありません。

登録を受けた場合のメリット

- 国が運用するデータベース(災害対応車両検索システム)に車両等の情報が記載されるため、災害時の活用可能性が高まります。
- 発災後、被災自治体からの要請に基づき車両を提供した場合は、その貸与等に係る対価が被災自治体から支払われます(国は、被災自治体に対し、災害救助法に基づく費用負担を実施)。
- 平時には、本制度による登録を受けていない車両と比べて、国や地方自治体が管理する公共施設に優先的に構成し、営業活動を営むことができる場合があります。

お問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話03-3503-9394(直通) FAX03-3502-6034
naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

災害対応車両検索システム(D-TRACE)の詳細は
<https://pr.d-trace.go.jp>をご参照ください→



災害対応車両を活用される方へ(地方自治体)

発災時の手順は

- 発災後、車両の活用を検討する被災自治体は、災害対応車両検索システム(D-TRACE)上でニーズに沿った車両の検索が可能です。
- 被災自治体は、提供を希望する車両の所有者や調整法人との間で、車両提供の可否、期間、費用等について、個別に調整します。
- 調整の結果、車両の提供を受けた場合は、被災自治体は、その対価(車両のレンタル費用等)を車両の所有者、又は、調整法人に直接支払います。
- 国は、被災自治体が負担した費用について、災害救助法に基づき、最大9割を負担します。

D-TRACE上の車両検索画面の表示例

- ▶災害対応車両検索システム(D-TRACE)は、全ての地方自治体が閲覧できます。
- ▶迅速な被災者支援等を実現するため、車両の確保に際しては、被災自治体と車両の所有者等との個別調整を原則としています。一方、被災自治体による個別調整が困難な場合は、国がサポートすることもありますので、内閣府まで、ご相談ください。
- ▶複数の都道府県において広域的な被害が発生している場合を念頭に、国は、被災自治体又は車両の所有者若しくは調整法人との間で、車両の提供先となる被災自治体の変更を調整させていただくことがあります。

よくあるご質問

- 質問** 災害救助法が適用されていない災害であっても、国による費用負担の対象となりますか？
回答 国による費用負担は、災害救助法が適用された災害に限り行います。
- 質問** 車両の所有者等との個別調整の結果、車両の提供意思が示されました。この場合、当自治体において、当該車両を活用できるとの理解でよいですか？
回答 その理解で結構です。ただし、複数の都道府県において広域的な被害が発生している場合を念頭に、国が総合調整(車両の提供先の変更調整等)を実施する場合があります。

災害対応車両検索システム(D-TRACE)を活用するメリット

- 国が運用するデータベース(災害対応車両検索システム)に登録を受けた車両や調整法人の情報が記載されるため、車両を検索する手間が大幅に削減され、迅速な被災者支援等を実現できます。

お問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話03-3503-9394(直通) FAX03-3502-6034
naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

災害対応車両検索システム(D-TRACE)の詳細は
<https://pr.d-trace.go.jp>をご参照ください→



災害時のセントラルキッチン方式を中心とした食事支援の実施方法・ タイムラインの実際例（令和6年能登半島地震被災地3市町での ヒアリング結果より）

※以下でご紹介する実際例以外にもセントラルキッチンを実施したケースもあるかと思いますが、代表例として取り上げていますので、その点ご留意ください。

1 穴水町

○穴水町役場・ボランティア団体：セントラルキッチンを実施

・令和6年1月5日

ボランティア団体が穴水町に到着し、昼に炊き出しのカレーを提供。以降、継続的に実施。

・令和6年2月27日

林業センターの厨房でセントラルキッチンの稼働を開始。

※セントラルキッチンは穴水町と飲食店組合が中心となって実施、サブキッチン（当初炊き出し拠点としていた施設）としてボランティア団体と調理を担った関係事業者が中心となった取組も併せて実施。

セントラルキッチンで作った弁当は200食程度で、残りの数百食は、サブキッチンで作っていた。サブキッチンでの調理を担った関係事業者は、避難所以外の集落への配達も担っていた。

セントラルキッチンでは、食事の栄養面については、町の管理栄養士に献立を確認してもらい、不足している栄養素を補うための献立を考えた。

セントラルキッチンでは、食材の調達について、食材そのものは町で準備した。

セントラルキッチンでは、食事の配送先は、3～5人程度の規模の避難所や住宅も含めて、約30か所に配達していた。また配達については、飲食店関係者に限らず、ボランティアに協力してもらった。

・令和6年5月末

活動を終了。水道の復旧や地元スーパーなどの営業再開、配食サービスの再開を受け、食事支援は目途がついたと判断した。

2 輪島市

(1) ピースボート災害支援センター

輪島市は輪島地区、門前地区、町野地区の3つの各地区でセントラルキッチン方式が実施された。

輪島地区では(2)の飲食店を中心としたセントラルキッチン方式を実施。

門前地区は3月以降、セントラルキッチンを開始。公民館の調理場がいくつか活用できる状態であったため、地元住民がお互いに材料を持ち寄り、調理した。住民自身が疲弊していたが、完全に住民による調理をやめると住民の活力が落ちてしまうため、お弁当と住民の調理を併用するよう呼びかけた。

町野地区では地元の料理人が避難所の図工室を炊き出しの場所として確保し、避難者及び在宅の住民の食事を作っており、一番多い時には朝昼晩で1日約2000食を作っていた。

輪島市では数百の団体が20万食以上の炊き出しを実施したが、1回限りの単発の炊き出しへ費用を支払うことは事務的にも手が回らず、一定期間以上対応した場合にのみ費用の支払いが行われた。

(2) 輪島地区飲食店：セントラルキッチンを実施

・令和6年1月3日

店のスタッフと近所の料理人に声をかけ、約800人分の食事を作った。

・令和6年1月6日

食事を配送するシステムができた。

・令和6年1月7日

約1,500人が避難している避難所に食事を提供開始。

・令和6年1月10日頃

地元飲食店のメンバーが15～20人程度集まり、車の確保もできて2,000人前の食事を準備できる体制が整い、避難所に晩御飯を届けることにした。調理チーム、ご飯を炊くチーム、洗い物チーム、野菜を切るチーム、配送チームという形で仕事を分担した。

炊き出しを開始した当時は、プロパンガスと、20個のカセットコンロ・鍋を並べて調理していたが、専用機材を入手してから、たくさんの食事を提供できるようになった。

当初は食材の確保が大変であったが、高齢者の避難者が多い中、カップラーメンやレトルト食品ばかり食べていたため、薄味や野菜多めの食事を意識した。また、できるだけカット野菜ではなく地元の野菜を使おうと意識していた。

アレルギーの対応について配慮し、えびやかになどの甲殻類やナツツは使わないことを徹底していた。

食材は、近隣の農家や商店から提供を受けた他は、関係事業者が毎日金沢から水と一緒に食材を持ってきてくれており、前日に必要数を連絡していた。

目の前にやるべきことがあったことで、自分たちも元気になるのが分かった。

過酷な状況の中、食事が避難者の心の支えになっていた。あたたかいスープだけでもよいので、改めて食事は重要だと思った。

・令和6年2月8日

消防署や市役所、小中学校、公民館など様々な地域の避難所の23か所に1,670食を提供。

・令和6年2月中旬

市が避難者への食事支援に対してお金を出せることになった。

・令和6年6月

仮設住宅が完成し始め、食事の必要数が減っていき、大規模な配送は終了した。

(3) (2) のセントラルキッチンに参加した飲食店

- ・様々な分野の料理人が炊き出しに参加したため、材料さえあればメニューには困らなかった。
- ・飲食店組合のもともとの知り合いや家族も誘い、一緒に活動した。みんな快く参加し、集まってみんなで仕事できることを楽しんでいた。
- ・食事の配達はすべての調理が終わってから3人程度で行い、配達が終われば翌日の仕込みをし、最後にまとめて洗い物をした。
- ・衛生管理については、肉は冷蔵庫で保存、野菜は常温保存していた。また山水は加熱してから使っていた。
- ・活動初期は設備が整っておらず、約200人前を作れる大きな鍋での調理を3～4回繰り返すなどしていた。設備が一通りそろうには1か月程度かかった。
- ・水の調達は、調理用については支援で届いていたが、洗い物用については山に汲みに行っており200リットルを1日に3回程度運んでいた。

3 珠洲市

- (1) ピースボート災害支援センター（PBV）：セントラルキッチンを先行して実施
- ・令和6年1月3日
PBVが珠洲市入り。
 - ・令和6年1月6日
食事の支援を開始。避難所の屋外にテントを張り、調理器具を並べて炊き出しと実施。当初は水が出ず、調理、洗い物ができなかったため、パックのご飯、スープとおかずをメインに昼食を提供。
 - ・令和6年1月中旬
デイサービスセンターの調理場でセントラルキッチン方式での支援を実施。1日に300～400食の食事を作り、避難所のほか、避難所となった学校に通う子どもへの給食、特別支援学校の給食、福祉施設の食事としても提供。車で15分程度の5か所へ届けており、温かいものを提供できるよう、現地で温めてから配布した。
受給者の年齢層が幅広かったため、レパートリーを増やしそれぞれの年代が楽しめるよう意識し、味や食材の偏りがないように野菜多め、タンパク質がしっかり取れるなど栄養バランスにも考慮したメニューとした。また、寒い冬の時期のため温かい食事を届けることを大事にし、食中毒のないよう衛生面に気を付けた。
食料は、缶詰、災害備蓄食など長期保存できるものはある程度届いたが、米、野菜、調味料等は自分で買いに行った。
 - ・令和6年1月6日
炊き出しに関わるメインのスタッフは1～2名で、1日3～7人のボランティアも参加し、調理や配膳を実施した。
珠洲市から依頼を受け、炊き出し団体の支援調整も実施。炊き出し支援窓口には1日に50～100件の問い合わせがあり、重複ないように調整。
※支援調整は、令和6年1月～11月までPBVで実施。その後は珠洲市福祉課へ引き継いだ。
 - ・令和6年3月
3月中旬頃になると、行政での食事支援が整い、また4月以降には特別支援学校や福祉施設が利用していた弁当業者の営業再開により、炊き出しを終了。合計で、18か所に約13,000食を配食した。
資金は、団体独自で寄付を募っていたため、市への請求はしていない。ただし炊き出し支援も災害救助法の対象となるため、炊き出し調整窓口として、申請の条件を満たしている団体には市への申請が可能な旨を伝えた。

（2）珠洲市（珠洲市健康増進センター）：市全体の配食（セントラルキッチン）を調整

住民にバランスのとれた栄養のある食事を提供したい行政と店舗が使用できず生業をなんとかしたい業者の官民連携で実現した。

市内の弁当業者 1 者、市内の飲食店 4 者、その他弁当配送業者などと連携し、市健康増進センター 2 階や直売所の食堂で調理を行い、避難所への弁当配布を実施。一時は 7 万食を配布した。

令和 6 年 3 月には 50～56 か所の避難所に弁当を配布しており、在宅避難をしていて弁当が必要な方には、申し出もらい、在宅避難者は最寄りの避難所に取りに行く形としていた。

（3）市の食事支援（セントラルキッチン）に参加した飲食店①

・令和 6 年 3 月 14 日～8 月 19 日

被災して店舗が使えない飲食店主が集まって避難所用の食事を作るので、場所を提供してほしいと珠洲市に申し入れたところ、珠洲市健康増進センター 2 階の調理実習室を使う許可があり、3 月 14 日からセントラルキッチンを実施することになった

8 店舗の飲食店が参加し、また呼びかけにより集まった 20 名程度が仕事として参加した。避難所には、地震によって店が倒壊したり会社が再開しなかったりして仕事の無い人が多く、人集めは難しかった。

人員は、調理担当と詰め込み担当に分かれ、調理担当は午前 7 時半から、詰め込み担当は午前 8 時半から業務を開始。配達業務まで任されていたので、可能な人が自車で配達したほか、配達用の人員を 1 人雇っていた。避難所で避難者の年齢や健康状態、食べたいものの希望を聞き取り、献立に反映させた。

食事を届ける避難所は 15～20 か所、提供数は 500 食／日からスタートして、5 月中旬までは 1400 食／日で推移し、一時は 1700 食／日まで増えた。

健康増進センターには学校の調理室程度の設備しかなかったため、ガス口炊飯器を 8 台、保温ジャー、フライヤー、電気炊飯器など、それぞれの店から無事だった機材を集めて不足を補った。ガスの増設も必要だったため業者を呼んで設置。当初、珠洲市全体で 2700 食／日必要と聞いており、1,000 食は引き受ける計算で準備した。

食材の仕入れは、1 週間～10 日分をまとめて行い、冷凍食品は食品メーカーから注文し、野菜は参加した飲食店の友人である八百屋が集めて届けてくれた。冷凍ストッカーを持ち寄ったが、ストックできる量には限りがあるため、冷凍食材は配送業者に毎日分けて届けてもらうようにした。生ものの調理は野菜に限り、肉は冷凍のものを一気に過熱して使うなど衛生面に配慮した。また、米は地元産を使用した。

カロリー計算等、メニュー等は飲食店に任せてもらい、季節が感じられるもの、明るい気持ちになれるものを意識して作った。濃い味や傷みやすいものは避け、ボリュームのあるものの提供を心掛けた。また献立表にはアレルギーを表示し、弁当と一緒に避難所へ配達した。食事の提供が 1 か月続くと、献立のベースができたが、副菜は変えるようにした。

市から、手洗いや消毒、弁当を運んだ先の保存場所などの指示があり、食中毒を防ぐため、服装に注意し、あたたかいご飯とおかずは分ける、暑い時期は保冷剤の使用など、衛生面には充分気を使った。

配送料用の容器は市に手配してもらい、保冷剤はそれぞれの店から持ち寄り、弁当の容器は飲食店で仕入れた。

1人、配送専門の人員があり、仕入の段ボール処理、外回りなどを担当。途中から保冷車（2トン車、軽自動車の2台）のリースが受けられるようになり活用した。調理担当の8名も適宜配属に回り、人数が足りないときは2往復した。

提供する数量が急に変更になることもあったが、増えても50食程度で、慣れもあり、対応できた。

費用については、5～10日、または1か月半程度に一度市へ請求し、5日後に入金があった。仕入れ業者には半月毎に支払うなどして、信用関係を築いた。市と平時から協定を結ぶなど事前の取り決めを行い、スムーズに取組が開始できればよかった。

経理は1人担当を置き、対応した。

詰め込み作業を行う人員の手数料は、各店舗が雇用し、給料を支払うという形をとっていた

「珠洲避難所弁当事業」という一つの事業に複数の飲食店が参加したので、売り上げに係る税金の取り扱いが難しかった。組合などの形で事業を運営し、雇用の責任を取るかたちをとることができれば簡単だったと思われる。

8店舗の事業主が集まったが、個人が急に集まることに特に難しさは感じなかった。

需要（必要とされていること）に対して供給が無いのはいけないという使命感で活動した。

調理できる施設の確保が最優先だと感じた。

（4）宝立小中学校避難所運営責任者：避難所での炊き出し等を実施

・令和6年1月1日～

1日に避難所が開設されたが、学校の調理室は排水不可となっていたため使用できず、駐輪場に屋根を張りプロパンガスと机を設置して、3日までに調理の環境を整えた。避難者の中に学校給食の担当者がいたためリーダーとし、1日約600食を提供。1月14日から自衛隊の炊き出しが行われ、一日一食（ごはん、みそ汁）の配給により、炊き出し班の負担が軽減された。また、キッチンカーの支援者と連携でき、主に昼食を提供してもらった。

・令和6年3月14日～

市からの弁当の配布の開始。避難所では班長を据えており、毎朝のミーティングで班長から弁当の必要数を聞き取っていた。市からは週の最初に報告した個数の弁当が1週間の間届いたので、過不足が生じることがあった。

弁当の保管場所については、日の当たらないところ、夏場はエアコンのあるところとし、食中毒対策に配慮した。

市によって栄養面も考慮された弁当が毎日1食配布されるのは安心感があった。

・令和6年8月下旬

宝立小中学校を避難所閉鎖。残っていた20人程度の避難者は公民館に移り、公民館には調理場もあるので、朝食、昼食は自分たちで調理できる状況にあった。食事などできる限り避難者自身で生活をしてもらった。（自分で調理できる状況にあるにも関わらず作りたくないという人が出てくる状況は避けなければいけないと考えていた。）市からの弁当は避難所が閉鎖されるまで1日1食分は支給された。

避難所運営スタッフの中に調理師資格を持つ者がおり、避難所開設中は弁当以外の食事面で支援してもらい、キッチンカーチームとともに食事全般に関わってくれた。

プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄整備

概要

大規模災害発災時に、被災自治体の要請を待たず国が物資を調達し被災自治体へ支援をする「プッシュ型支援」について、より迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、以下の事項に取り組んでまいります。

①発災後の避難生活すぐに必要で、調達に時間を要する物資について、予め一定量を備蓄いたします。

対象物資：段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、簡易トイレ、入浴資機材、キッチン資機材

②全国8地域の各拠点に新たに必要物資を購入し、分散して備蓄を行います。

対象地域：北海道、東北、関東（立川防災合同庁舎）、中部、近畿・中国、四国、九州、沖縄

プッシュ型支援イメージ

被災市町村

供給



都道府県

要請
供給

不足

被災者



国

供給

備蓄物資イメージ



< 段ボールベッド >



< 簡易ベッド >



< パーティション >



< 簡易トイレ >



< 入浴資機材 >



< キッチン資機材 >

事務連絡
令和5年6月22日

各都道府県消防防災主管課

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（依頼）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震も切迫しております。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当）等を作成し、適切な避難所運営を行って頂くよう依頼してきたところです。当該指針においては、食事の提供について、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保についても配慮することとしております。

避難所の運営については、各自治体の防災担当部局等により行われるものですが、避難所における食事の質の確保に当たっては、例えば、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなります。実際にも、一部自治体において、災害発生時において学校給食施設等を活用した炊き出しや、学校給食施設等を活用することを想定した施設整備・マニュアルの作成等の取組が行われている例もあります。

つきましては、こういった自治体の例も参考にしつつ、防災部局の求めに応じて、避難所における適切な食事の確保のため、学校給食施設等の活用を含めた災害時の対応や協力体制等について関係部局間で事前に協議し、各地域における災害時の体制づくりを進めていただくようお願ひいたします。

その際、学校給食の実施を含む学校運営や教職員の業務に支障が生じることのないようになると併せて、学校給食施設等の貸し出しや炊き出しへの協力等のため調理従事者以外の者が使用した学校給食施設等について、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）を参考に、施設設備の洗浄や消毒の徹底に努めるなど、衛生管理にも十分留意してください。

貴都道府県においては、避難所における適切な食事の確保のための災害時の体制づくりが進むよう、管内市区町村に対して周知していただくようお願いいたします。

(参考)

○内閣府「避難所における生活環境の改善および新型コロナ感染症対策等の取組事例集」(令和4年7月)

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyou.pdf>

○文部科学省「災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集」(令和3年3月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_01332.html

＜連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

TEL 03-3501-5191（直通）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校給食係

TEL 03-6734-2095（直通）

事務連絡

令和7年1月16日

各都道府県消防防災主管課

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用の留意事項

平素より防災行政・学校運営の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向けては、食事の提供も重要な事項の一つであり、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保が求められます。

「避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（依頼）」（令和5年6月22日付き内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課連名事務連絡）において、自治体の例を参考に、学校給食施設等の活用を含めた災害時の対応や協力体制等について関係部局間で事前に協議し、各地域における災害時の体制づくりを進めていただくようお願いしたところですが、実施に当たっての留意事項を下記に記載しますので、貴都道府県・都道府県教育委員会においては、避難所における適切な食事の提供が進むよう、管内市区町村・市区町村教育委員会に対して周知していただくようお願いいたします。

記

1. 避難所運営時における学校給食施設等の活用について

災害発生時における避難所の運営の際、食事の質の確保に当たっては、例えば、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなることから、積極的な活用が期待されます。その際、災害発生時にあっては、相当程度、混乱が生じることも想定されることから、例えば以下の事項について、あらかじめ防災担当部局と教育委員会との間で方針を定めることが重要です。

(1) 学校給食施設等を使用する際の安全面・衛生面について

災害発生時における学校給食施設等の使用にあたっては、まず、当該施設が災害により、損壊や汚染等していないか、電気やガス、水道等が 安全に使用できる状態にあるか、衛生面が確保されているか等を確認することが必要です。

また、再度学校給食の調理目的で使用する場合においても、学校環境衛生基準及び学校給食衛生管理基準を参考に施設設備の洗浄や消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に十分留意する必要があります。

(2) 避難所の食事を提供する目的で学校給食施設等を使用する場合における役割分担・費用負担について

避難所の食事を提供する目的で学校給食施設等を使用する際には、給食調理とは別途、防災担当部局等から新たな人員が派遣されることや、通常の学校給食の調理に加えて、避難所に提供する食事の調理を行うこと等も想定されます。また、そのことに伴い、人件費、原材料費、燃料費等が新たに発生することも想定されます。

先述のとおり、災害発生時においては相当程度の混乱が生じることも想定されることから、防災担当部局・教育委員会・当該施設の役割分担や、新たに発生する経費の取り扱い等についても、あらかじめ防災担当部局と教育委員会との間で共通認識を持つことができるよう、平時から連携できる体制を整えておくことが重要です。

2. 炊き出しに学校給食施設等を活用する場合の災害救助法の適用関係

(1) 災害救助法の適用

災害救助法は、災害発生時に被災者を支援する自治体（自治体から事業者へ弁当の製造を依頼する場合を含む）の活動に対して、国からの支援として災害救助費を拠出する制度であり、炊き出しも対象となっています。

(2) 適用範囲

炊き出しの場所に制限はなく、学校給食施設等に限らず、セントラルキッチン方式やキッチンカーによる提供も含まれます。

対象は、原材料費、燃料費、人件費等であり、これらから算出した1食あたりの単価に提供食数を掛け合わせた額を弁当として買い上げることが考えられますが、その他の方法の場合もあります。また、原状回復のための破損弁償費も対象となります。

調理の実施者は、支援のボランティア、地元調理人、被災者自身などが考えられ、報酬を支払わない場合も含まれます。

(3) その他留意事項

災害時の炊き出しは、一般的には食品衛生法の営業許可の対象なりません。個別の適用については、態様などを総合的に判断されることになります。

3. 被災時における学校における昼食の確保について

調理場の被災やライフラインが復旧しない等により、児童生徒への学校給食の提供ができない学校においては、各自治体内の理解を得た上で、支援物資として必要数量を発注し、仕分け時に学校に確実に届くような工夫をするなど支援物資を活用した昼食提供も選択肢となります。

また、被災時には、可能な範囲で都道府県教育委員会や各都道府県学校給食会が中心となって、ニーズを踏まえた被災市区町村に対する各種支援を行うことが不可欠であるほか、平時から、各自治体・給食会等で定期的に融通可能な物資情報の更新を含む相互支援に係る連携協定の締結や体制整備を行うことが重要です。

4. 調整・検討状況の報告のお願い

令和7年2月28日（金）までに、域内の各市区町村防災担当課と所管の学校（各市区町村教育委員会）との学校給食施設等の活用に係る調整・検討状況を別紙の書式に記入いただき、提出先まで、メールで御提出ください。

＜提出先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
hinanjochosa.d4c@cao.go.jp

（参考）

○内閣府「避難所における生活環境の改善および新型コロナ感染症対策等の取組事例集」（令和4年7月）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyou.pdf>

○文部科学省「災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集」（令和3年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_01332.html

＜連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
TEL 03-3501-5191（直通）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校給食・食育係
TEL 03-6734-2095（直通）

事務連絡

令和7年3月27日

各都道府県消防防災主管課

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

避難所における適切な食事の提供のための
学校給食施設等の活用推進のお願いについて

平素より防災行政・学校運営の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用の留意事項」
(令和7年1月16日付き内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)に基づき、全国の避難所における学校給食施設等の活用状況に関する調査を実施し、調査結果について別紙のとおり、とりまとめましたので、お知らせいたします。

貴都道府県・都道府県教育委員会においては、上記事務連絡記1にあるとおり「災害発生等における避難所の運営の際、食事の質の確保に当たっては、例えば、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなる」ことから、「あらかじめ防災担当部局と教育委員会との間で方針を定めることが重要」であり、事前防災の検討を進め、避難所における適切な食事の提供が進むよう、管内市区町村・市区町村教育委員会に対して周知していただくようお願いいたします。

＜連絡先＞

(調査結果について)

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

TEL 03-3501-5191（直通）

(学校給食について)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校給食・食育係

TEL 03-6734-2095（直通）

避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用に関する検討状況

(1) 避難所となる学校の給食施設

都道府県	避難所となる 学校数	うち、食事の提供が 可能となる設備が備 わっている学校数						
			1. うち、活用に合意している 学校数		2. うち、活用の合意に向けて 打合せ中の学校数		3. うち、本通知を周知済の学 校数 (1.及び2.を除く)	
数	数	数	割合 (%)	数	割合 (%)	数	割合 (%)	
北海道	1,503	1,275	602	47.2%	42	3.3%	212	16.6%
青森県	418	373	175	46.9%	30	8.0%	125	33.5%
岩手県	420	321	36	11.2%	26	8.1%	59	18.4%
宮城県	551	489	43	8.8%	31	6.3%	53	10.8%
秋田県	310	293	59	20.1%	37	12.6%	57	19.5%
山形県	339	249	47	18.9%	9	3.6%	77	30.9%
福島県	561	488	151	30.9%	19	3.9%	261	53.5%
茨城県	722	651	99	15.2%	37	5.7%	166	25.5%
栃木県	486	408	124	30.4%	20	4.9%	90	22.1%
群馬県	470	422	303	71.8%	9	2.1%	26	6.2%
埼玉県	1,347	1,271	413	32.5%	83	6.5%	310	24.4%
千葉県	1,250	1,097	216	19.7%	125	11.4%	206	18.8%
東京都	2,085	1,874	561	29.9%	61	3.3%	222	11.8%
神奈川県	1,323	1,312	203	15.5%	23	1.8%	129	9.8%
新潟県	688	512	105	20.5%	98	19.1%	59	11.5%
富山県	294	294	157	53.4%	24	8.2%	40	13.6%
石川県	318	285	119	41.8%	4	1.4%	2	0.7%
福井県	272	260	48	18.5%	7	2.7%	205	78.8%
山梨県	243	210	95	45.2%	0	0.0%	93	44.3%
長野県	539	511	127	24.9%	15	2.9%	81	15.9%
岐阜県	557	426	153	35.9%	25	5.9%	248	58.2%
静岡県	796	662	157	23.7%	51	7.7%	272	41.1%
愛知県	1,399	1,395	249	17.8%	185	13.3%	245	17.6%
三重県	459	374	218	58.3%	7	1.9%	41	11.0%
滋賀県	356	286	94	32.9%	43	15.0%	30	10.5%
京都府	510	408	320	78.4%	4	1.0%	39	9.6%
大阪府	1,526	1,526	131	8.6%	179	11.7%	1,026	67.2%
兵庫県	1,144	1,038	127	12.2%	58	5.6%	252	24.3%
奈良県	313	312	68	21.8%	19	6.1%	58	18.6%
和歌山県	331	329	78	23.7%	47	14.3%	70	21.3%
鳥取県	127	113	47	41.6%	41	36.3%	14	12.4%
島根県	307	268	30	11.2%	1	0.4%	25	9.3%
岡山県	561	519	124	23.9%	29	5.6%	96	18.5%
広島県	675	617	142	23.0%	122	19.8%	222	36.0%
山口県	396	310	107	34.5%	1	0.3%	36	11.6%
徳島県	264	263	42	16.0%	3	1.1%	156	59.3%
香川県	235	156	6	3.8%	6	3.8%	27	17.3%
愛媛県	448	435	210	48.3%	34	7.8%	58	13.3%
高知県	267	258	116	45.0%	38	14.7%	13	5.0%
福岡県	1,090	962	198	20.6%	173	18.0%	187	19.4%
佐賀県	272	222	23	10.4%	48	21.6%	1	0.5%
長崎県	457	449	136	30.3%	17	3.8%	95	21.2%
熊本県	447	350	57	16.3%	22	6.3%	55	15.7%
大分県	355	352	159	45.2%	9	2.6%	127	36.1%
宮崎県	330	317	75	23.7%	15	4.7%	26	8.2%
鹿児島県	563	385	54	14.0%	39	10.1%	189	49.1%
沖縄県	343	222	27	12.2%	22	9.9%	41	18.5%
合計	28,667	25,549	6,831	26.7%	1,938	7.6%	6,122	24.0%

(2) 学校から独立した給食施設（共同調理場等）

(二) 学校から独立した給食施設(交付申請実績)									
全国合計	学校から独立した 給食施設数 (共同調理場等)	1.うち、活用に合意 している給食施設数			2.うち、活用の合意に向けて 打合せ中の給食施設数		3.うち、本通知を周知済の給食 施設数(1.及び2.を除く)		
		数	数	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
		2,026	890	103	11.6%	132	6.5%	537	26.5%

事務連絡
令和6年11月1日

各都道府県防災担当主管部（局）
各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて

平素より防災行政・食品安全行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
災害時の避難所において、キッチンカーを活用して食事を提供することについては、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）及び消防庁国民保護・防災部防災課長から「避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供について」（令和5年10月2日付け事務連絡）、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課から「避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供について（情報提供）」（令和6年7月22日付け事務連絡）等を示しているところですが、災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて、下記のとおり示しますので、御了知の上、防災担当主管部局と衛生主管部局とで十分連携して対応いただくとともに、各都道府県防災担当主管部局におかれましては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、その旨周知していただきますようお願ひいたします。

記

1 食品を調理し、客に提供する又は飲食させる営業については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）により、都道府県知事等（都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならぬと規定されており、個々の行為が営業と見なされ得るか否かについては、規模、形態、反復継続性等にかんがみ、許可の権限を有する都道府県知事等が総合的に判断していること。

災害時の避難所において、炊き出しのボランティア等として、事業者が被災者に食事を提供する行為は、キッチンカーによるものを含め、一般には営業とは判断されないと考えられること。

2 以下の事項についても御了知の上、有効な取り組みの検討を進めていただきたいこと。

(1) 内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定）内閣府（防災担当）等を作成し、適切な避難所運営を行つていただくよう依頼してきたところであり、当該指針においては、食事の提供について、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保についても配慮するようお願いしていること。

食事の質の確保に当たっては、キッチンカーによるものを含め、炊き出しの活用は、有効な手段の一つとなること。

(2) 災害時は、食中毒が発生しやすい状況となることから、食事を提供する者、食事を食べる者は、食中毒予防のための衛生管理に一層の注意が必要であること。こうしたことから、自治体の取扱い例を示すので参考にしていただきたいこと。

- ・炊き出し支援者向けのリーフレットを作成し、食中毒の予防の呼びかけを行つている例（別添：事例 1）
- ・「炊き出しチェック表」を作成し、保健所や避難所の管理者とのやり取りも含め、食中毒の予防の呼びかけを行つている例（別添：事例 2）

以上

<本件問い合わせ>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
鈴木、前原、藤川、坂本 TEL 03-3501-5191（直通）

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課食品安全係
飯塚、山元、後藤 TEL 03-3595-2337（直通）

炊き出しをされる皆様へ

避難者の方々への食事提供ありがとうございます。

食中毒予防のため、炊き出しでは、以下のポイントを守ってください。

保健所への相談

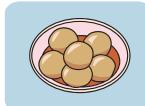
- 衛生面の注意点等について、必要に応じて、保健所に相談する。

メニュー

- できるだけ提供直前に加熱調理を行うものにする。
- 加熱しないものや加熱後に手を加えるものは避ける。



焼くもの



煮るもの



汁物



調理する人

- こまめに手洗い・手指消毒



トイレ後



調理前



生ものに
触れた後



盛り付け前

水が使えない場合

ウェットティッシュ等で汚れを拭きとり、アルコール消毒

- 下痢、腹痛、吐き気、発熱、手にキズがある人は調理しない



- 身だしなみは清潔に



調理のときは使い捨て手袋を使う

原材料

- 冷蔵及び冷凍品は、よく冷やしたクーラーボックス等で、常温保存食品は、直射日光の当たらない場所で保存する。

クーラーボックス
開けっ放し



- 使用前に確認しましょう。

鮮度・消費期限

臭い

容器の破損

調理

- できるだけ下処理は、屋内で行い、現地での作業は最終加熱だけにする。
- 加熱は中心部までしっかり行う。

- 加熱後の食品を汚染しない。



材料は加熱前にカット 素手で盛り付けしない

食品の提供

- 調理後は2時間以内に食べられるよう、すぐ提供する。
- 提供時に、取り置きせず、できるだけ早く食べるよう伝えよう。
- (食物アレルギーへの対応)**
- 提供時に「食物アレルギーで食べられないものはありませんか?」と一声かける。
- 原材料の包装や献立表を掲示するなど、正確に情報を提供する。



原材料の情報提供(例)

食品等の廃棄

- 生ごみや容器等は原則として持ち帰る。了解を得て捨てるときは、避難所のルールに従って分別、廃棄する。

被災地で炊き出しボランティアをされる方へ

ページ番号:0051395 更新日:2020年10月1日更新

保健所への相談

活動場所が決まったら、事前に、被災地を管轄する保健所へ連絡し、衛生面の注意点等について説明を受けましょう。

炊き出しチェック表の作成

- 炊き出しをする方は、「炊き出しチェック表」を作成し、保健所に提出してください。
- 避難所等で炊き出しをする際は、事前に避難所等の管理者へ「炊き出しチェック表」を必ず提出してください。

[炊き出しチェック表\(Wordファイル:20KB\)](#)

＊＊＊＊＊ 食中毒予防のため、次の点に注意しましょう。 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

調理や配膳をする方へ

- 下痢、発熱、腹痛、吐き気や手指にキズがある人は調理・配膳に従事できません。
- 身だしなみを清潔にしましょう。(指輪を外す。衣類は清潔なものを着用する。爪は短く切る。等)
- 調理の前や調理中も、こまめに手洗い、手指消毒を行いましょう。

材料の保管の仕方

- 冷蔵品や冷凍品は、クーラーボックス(保冷剤入り)に保管しましょう。
- 常温保存食品は、直射日光の当たらないところに保管しましょう。

食品の提供

- 加熱していない食品は、出さないようにしましょう。

- ・調理後、おむね2時間以内に食べることができるように配食しましょう。

食物アレルギーへの対応

- ・食物アレルギーをお持ちの方が、誤って喫食しないよう、正確な情報を提供しましょう。

このページに関するお問い合わせ先

健康危機管理課 食品乳肉衛生班

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

Tel:096-333-2247 Fax:096-383-0607

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

炊き出しチェック表

- 炊き出しをする方は、保健所に提出してください。
- 避難所等で炊き出しをされる方は、調理開始前に避難所等管理者にも提出して下さい。

団体名								
責任者								
連絡先								
提供日時	令和	年	月	日()	時	分から	時	分まで
提供メニュー（*）								
調理・配膳従事者数	人							

* 提供するメニューは、全て記載すること。記載しないメニューは、提供できません。

調理配膳従事者の健康チェック

点検項目	点検結果	
下痢、発熱の症状はありませんか（本人、同居家族）	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり（人）※
手指に傷はありませんか	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり（人）※
指輪は外していますか	<input type="checkbox"/> 外している	<input type="checkbox"/> 外していない※
衣服は清潔ですか	<input type="checkbox"/> 清潔	<input type="checkbox"/> 不清潔※
爪は短く切っていますか	<input type="checkbox"/> 短い	<input type="checkbox"/> 長い※

※健康チェックで該当する方は、調理・配膳に従事できません。

(避難所等管理者 記入欄)

避難所等名【】

チェック表

健康チェックで問題のある人はいませんか	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる（→調理や配膳はできません）
提供食品は、全て加熱調理品か	<input type="checkbox"/> 加熱調理品のみ <input type="checkbox"/> 加熱しない調理品あり（→提供できません）
直接食品に接触する調理時には、使い捨て手袋を使用しているか	<input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない（→調理や配膳はできません）

令和 年 月 日 記入者 ()

市町村名： (- -) · 熊本県 保健所 (- -)

炊き出しをする皆様へ

食中毒予防のため、以下のことを必ず守ってください。

◆調理前

□ 加熱していない食品は、出さないこと。

* 生野菜（きゅうり、トマト、レタスなど）、刺身、生肉、カットフルーツは出さないこと。

□ 下痢、発熱、手指に傷のある方は調理、

配膳を行わないこと。

* 調理、配膳の前に、下痢、発熱、手指に傷がないか健康チェックをすること。

◆調理中

□ 調理の前には、よく手を洗うこと。

* もし、水が十分確保できない場合は、ウェットティッシュでよく拭いた後、アルコール消毒をすること。使い捨て手袋を着用すること。

□ 調理中も、こまめに消毒すること。

* 調理台にアルコール消毒薬をおくこと。

□ 冷蔵品や冷凍品は、クーラーボックス（保冷剤入り）

に保管すること。

* 常温保存食品は、直射日光の当たらないところに保管すること。

□ 調理後、概ね2時間以内に食べることができるよう

配食すること。

* 早めに食べるよう伝えすること。

事務連絡

令和7年10月31日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（食事支援担当）付

災害時における温かい食事の提供可能数確認シートについて（周知）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時には、良好な避難生活を確保することが極めて重要であり、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月）等を踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を改定したところです。特に食事の質の確保のためには、ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めること、関係事業者と協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築し、災害発生時には温かい食事を速やかに提供することなどを示しております。

今般、様々な災害時の想定避難者数に対して十分に温かい食事の提供が可能かどうか把握するため、現時点での提供可能食数及び不足すると見込まれる食数を確認する等のための「災害時における温かい食事の提供可能数確認シート」（別添）を作成しました。また、本シートの利用により、食事を提供する方法の検討にもご活用いただけますので、貴都道府県内の市区町村に周知いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、本シートをご活用いただく中でお気づきの点等ありましたら以下問い合わせ先まで隨時ご共有ください。今後改定する際の参考にさせていただきます。

【問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（食事支援担当）付
尾崎、梅津（TEL：03-3502-6983（直通））

災害時における温かい食事の提供可能食数確認シート

記載例

本シートの目的

- ・本シートは、想定避難者数（食事の提供数）を推計し、そこから備蓄や協定により現状確保している提供可能食数を差し引くことにより、**追加で確保が必要な数を算定するもの**である。算定結果を基に、実際にどのように食事の提供数を確保するかを検討すること。
- ・発災当初は避難者へ提供する食事は備蓄食料となるが、本シートは発災から数日経過し、調理した食事を提供する際の活用を想定しているものである。
- ・なお、本シートは調理能力により提供可能食数を考えているため、食材の調達、調理の人員等については別途検討する必要があること。

本シートの記入方法

塗りつぶしセルは要入力であるため、入力をすること。

- (1) 必要食数（想定避難者数）を入力する。
- (2) ①欄に各炊き出し用具等の想定提供食数、備蓄や協定による確保数を入力する。
- (3) ①欄の判定欄に、「○」または「不足している食数」が表示される。
- (4) ②欄の発災時追加確保予定を入力する。
- (5) ②欄の判定欄に、「○」または「不足している食数」が表示される。

必要食数

想定避難者数 (車中泊避難者等を含む)	5000人
------------------------	-------

①現在の提供可能食数（詳細は下部※に記載）

提供方法	確保数	提供可能食数 (1単位当たり)	提供可能食数 (合計)	調理人員	食材調達	【参考】
炊き出し用具（セット）	5	100食分	500食分	ボランティア等	協定	
キッチン資機材（セット）	3	300食分	900食分	ボランティア等	協定	
避難所設備 (利用可能調理設備)（箇所数）	7	200食分	1,400食分	ボランティア等	協定	
キッチンカー（台数）	4	100食分	400食分	事業者	事業者調達	
飲食・弁当事業者 (事業者数)	3	100食分	300食分	事業者	事業者調達	
その他			0食分			
合計			3,500食分			

1,500 ←判定 (○ or 不足数)

※ 1回の食事当たりの提供可能食数を算出しているものなので、朝食、昼食、夕食それぞれで提供可能数が異なる場合、シートをコピーして各時間帯の提供可能食数を算出すること。
※想定している調理施設や事業者も被災することが想定されることから、推計される必要数に限らず余裕を持った提供可能食数を確保するのが望ましいこと。

②発災時追加確保予定

種類	確保方法	個数	提供可能食数 (1単位あたり)	提供可能食数 (合計)	対応者・対応部局	相手方			調理人員	食材調達	参考
						名(法人名等)	連絡先	所在地			
炊き出し用具	レンタル	10	100食分	1,000食分	危機管理課	株式会社○○	03-0000-0000	東京都千代田区	ボランティア等	協定	
キッチン資機材	レンタル	2	300食分	600食分	危機管理課	株式会社○○	03-0000-0001	東京都千代田区	ボランティア等等	協定	
キッチンカー	D-TRACE	5	100食分	500食分	危機管理課	未定			事業者	事業者調達	
			0食分								
			0食分								
			0食分								
			0食分								
合計	-	-	-	2,100食分	-	-	-	-	-	-	

○ ←判定 (○ or 不足数)

※「①現在提供可能食数」における備蓄数・協定済数の詳細

提供方法	製品・協定先の名称	保管場所・事業所	電話番号
炊き出し用具			
キッチン資機材			
給食施設、避難所設備等			
キッチンカー			
飲食・弁当事業者			
その他			

※レンタル等で発災時に追加で確保する予定であったものでも、協定等により提供可能な目途がついたものについては、「①現在提供可能食数」欄に転記すること。

災害時における温かい食事の提供可能食数確認シート

本シートの目的

- ・本シートは、想定避難者数（食事の提供数）を推計し、そこから備蓄や協定により現状確保している提供可能食数を差し引くことにより、**追加で確保が必要な数を算定するもの**である。算定結果を基に、実際にどのように食事の提供数を確保するかを検討すること。
- ・発災当初は避難者へ提供する食事は備蓄食料となるが、本シートは発災から数日経過し、調理した食事を提供する際の活用を想定しているものである。
- ・なお、本シートは調理能力により提供可能食数を考えているため、食材の調達、調理の人員等については別途検討する必要があること。

本シートの記入方法

塗りつぶしセルは要入力であるため、入力をすること。

- (1) 必要食数（想定避難者数）を入力する。
- (2) ①欄に各炊き出し用具等の想定提供可能食数、備蓄や協定による確保数を入力する。
- (3) ①欄の判定欄に、「○」または「不足している食数」が表示される。
- (4) ②欄の発災時追加確保予定を入力する。
- (5) ②欄の判定欄に、「○」または「不足している食数」が表示される。

必要食数

想定避難者数 (車中泊避難者等を含む)	人
------------------------	---

①現在の提供可能食数（詳細は下部※に記載）

提供方法	確保数	提供可能食数 (1単位当たり)	提供可能食数 (合計)	調理人員	食材調達	【参考】
炊き出し用具（セット）			0食分			
キッチン資機材（セット）			0食分			
避難所設備 (利用可能調理設備)（箇所数）			0食分			
キッチンカー（台数）			0食分			
飲食・弁当事業者 (事業者数)			0食分			
その他			0食分			
合計			食分			

0 ←判定（○ or 不足数）

※ 1回の食事当たりの提供可能食数を算出しているものなので、朝食、昼食、夕食それぞれで提供可能数が異なる場合、シートをコピーして各時間帯の提供可能食数を算出すること。

※想定している調理施設や事業者も被災することが想定されることから、推計される必要数に限らず余裕を持った提供可能食数を確保するのが望ましいこと。

②発災時追加確保予定

種類	確保方法	個数	提供可能食数 (1単位あたり)	提供可能食数 (合計)	対応者・対応部局	相手方			調理人員	食材調達	参考
						名（法人名等）	連絡先	所在地			
				0食分							
				0食分							
				0食分							
				0食分							
				0食分							
				0食分							
				0食分							
				0食分							
合計	-	-	-	0食分	-	-	-	-	-	-	

0 ←判定（○ or 不足数）

※「①現在提供可能食数」における備蓄数・協定済数の詳細

提供方法	製品・協定先の名称	保管場所・事業所	電話番号
炊き出し用具			
キッチン資機材			
給食施設、避難所設備等			
キッチンカー			
飲食・弁当事業者			
その他			

※レンタル等で発災時に追加で確保する予定であったものでも、協定等により提供可能な目途がついたものについては、「①現在提供可能食数」欄に転記すること。

事務連絡
令和4年4月5日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難所等における食物アレルギー疾患有する被災者への対応について（依頼）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

避難所における良好な生活環境の確保に当たり、食物アレルギーを有する避難者への配慮は重要であり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）、内閣府（防災担当）等の中で、食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について対応を求めてきたところです。

今般、「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）が改正されました。

厚生労働省から、別添のとおり、各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）に対して、基本指針の趣旨を御了知いただくとともに、災害時に食物アレルギー疾患有する者を含む個別のニーズに応じた栄養・食生活の支援について適切に対応を行うため、平時から各都道府県栄養士会等の関係団体及び都道府県内の連携体制の構築に努めていただくよう依頼がありましたので、貴都道府県内の市区町村に周知していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県においては、各市区町村が、本事務連絡を活用し、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難所における食物アレルギー対策に一層取り組むために、各市区町村と十分連携し、必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

【連絡先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、内田、真鍋、毛利 TEL 03-3501-5191

事務連絡
令和4年3月18日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
健 康 課

避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）を改正し、別紙のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

基本指針第5（3）イにおいて、「国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める」こととされました。

災害時においては、被災者の健康面への様々な悪影響が懸念されます。食事・栄養は健康管理上、極めて重要な要素の一つであり、食物アレルギー疾患を有する者については、避難所等においてそのニーズに応じた適切な対応を求められることが想定されます。

公益社団法人日本栄養士会には、被災自治体と連携の下、被災地の状況に応じて「特殊栄養食品ステーション」を設置し、アレルギー対応食を含む個別のニーズに応じた食品等の提供に御協力いただいている。貴職におかれましては、基本指針の趣旨を御了知いただきとともに、災害時に食物アレルギー疾患を有する者を含む個別のニーズに応じた栄養・食生活の支援について適切に対応を行うため、平時から各都道府県栄養士会等の関係団体及び都道府県内の連携体制の構築に努めていただくよう御願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については内閣府政策統括官（防災担当）と調整済みであることを申し添えます。

〈照会先〉

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111（内）2291、2359

厚生労働省健康局健康課 栄養指導室

齋藤・佐々木

電話（代表）03-5253-1111（内）2953、2951

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第 5 （3）

ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

健発 0314 第 2 号
令和 4 年 3 月 14 日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）については、同条第 6 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、アレルギー疾患対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和 4 年 3 月 14 日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第 5 条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づき、管内市区町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等及びその他の関係者と連携のうえ、より一層のアレルギー疾患対策の推進を図られるようお願いする。また、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第 11 条第 6 項の規定に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

アレルギー疾患対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記する
- ・アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記するほか、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進すること、並びに「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記する
- ・アレルギー疾患に関する調査及び研究について、「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することを明記する
- ・地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記する等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和 4 年 3 月 14 日）

以上

○厚生労働省告示第六十五号
アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）第十一條第六項の規定に基づき、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第七十六号）の一部を次のように改正したので、同条第七項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和四年三月十四日

改 正 後

改 正 前

厚生労働大臣 後藤 茂之
(傍線部分は改正部分)

本指針におけるアレルギー疾患とは、アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号。以下「法」という。）に定められており、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものである。

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的IgE抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起ころる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する症状を呈するとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、強い瘙痒感を伴う湿疹を呈するとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、瘙痒感を伴う湿疹を呈るとされている。アレルギー性結膜炎は、アレルゲン侵入後にく後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈るとされており、アレルギー性結膜炎は、流涙、目の瘙痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈るとされている。花

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的IgE抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起ころる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する症状を呈るとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、強い瘙痒感を伴う湿疹を呈るとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、瘙痒感を伴う湿疹を呈るとされている。アレルギー性結膜炎は、アレルゲン侵入後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈るとされており、アレルギー性結膜炎は、流涙、目の瘙痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈るとされている。花

い。花粉症は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併するとしている。特にスギ花粉症の有病率は、アレルギー疾患の中でも最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすとされている。これらアレルギー疾患は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併したこと、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、これらの特徴を考慮し、発症予防も勧められた診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。

アレルギー疾患有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、

症状の悪化や治療のための通院や入院のため休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。

また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシー・ショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公共団体 アレルギー疾患有する者やその家

族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活

環境の改善、アレルギー疾患有する医療（以下「アレルギー疾患医療」という）の質の向

上及び提供体制の整備 国民がアレルギー疾

患に関し適切な情報を入手できる体制の整

備、生活の質の維持向上のための支援を受け

ことができる体制の整備、アレルギー疾患

に係る研究の推進並びに研究等の成果を普及

し、活用し、発展させることを基本理念とし

て行われなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレル

ギー疾患有する者が安心して生活できる社

会の構築を目指し、国 地方公共団体が取り

組むべき方向性を示すことにより、アレル

ギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目

的として法第十二条第一項の規定に基づき策

定するものである。

第一 アレルギー疾患対策の推進に関する基 本的な事項

(1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患は、アレルゲンの曝

露の量や頻度等の増減によって症状の

程度に変化が生じるという特徴を有す

るため、アレルギー疾患有する者の

生活する環境、すなわち周囲の自然環

境及び住居内の環境、そこでの生活の

仕方並びに周囲の者の理解に基づく環

境の管理等に大きく影響される。した

がって、アレルギー疾患の発症や重症

化を予防し、その症状を軽減するため

には、アレルゲン回避を基本とし、ま

た、免疫寛容の誘導も考慮に入れつつ、

アレルギー疾患有する者を取り巻く

環境の改善を図ることが重要である。

第一 アレルギー疾患対策の推進に関する基 本的な事項

(1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患は、アレルゲンの曝

露の量や頻度等の増減によって症状の

程度に変化が生じるという特徴を有す

るため、アレルギー疾患有する者の

生活する環境、すなわち周囲の自然環

境及び住居内の環境、そこでの生活の

仕方並びに周囲の者の理解に基づく環

境の管理等に大きく影響される。した

がって、アレルギー疾患の発症や重症

化を予防し、その症状を軽減するため

には、アレルゲン回避しないよう

することが有効であり、アレルゲン回

避のための措置を講ずることを念頭

に、アレルギー疾患有する者を取り

巻く環境の改善を図ることが重要であ

イムエ (略)

(2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、
医師その他の医療関係者及び学校等の設
置者又は管理者の責務

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、国及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の発症や重症化の予防及び
症状の軽減に関する啓発及び知識の普
及等の施策に協力するよう努めなけれ
ばならない。

エ 国民は、アレルギー疾患に関する正
しい知識を持ち、アレルギー疾患の発
症や重症化の予防及び症状の軽減に必
要な注意を払うよう努めるとともに、
アレルギー疾患を有する者について正
しい理解を深めるよう努めなければならない。

オ 医師その他の医療関係者は、国及び
地方公共団体が講ずるアレルギー疾患
対策に協力し、アレルギー疾患の発症
や重症化の予防及び症状の軽減に寄与
するよう努めるとともに、アレルギー
疾患有する者及びその家族の置かれ
ている状況を深く認識し、科学的知見
に基づく良質かつ適切なアレルギー疾
患治療を行うよう努めなければならない
い。

カ 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、
障害者支援施設その他自ら十分に療養
に関し必要な行為を行うことができない
乳幼児、児童、生徒（以下「児童等」
という。）、高齢者又は障害者が居住し
又は滞在する施設の設置者又は管理者
は、国及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の発症や重症化の予防及び
症状の軽減に関する啓発及び知識の普
及等の施策に協力するよう努めるとと
もに、その設置又は管理する学校等に
おいて、アレルギー疾患有する児童等、

イムエ (略)

(2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、
医師その他の医療関係者及び学校等の設
置者又は管理者の責務

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、国及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めなければならない。

エ 国民は、アレルギー疾患に関する正
しい知識を持ち、アレルギー疾患の重
症化の予防及び症状の軽減に必要な注
意を払うよう努めるとともに、アレル
ギー疾患有する者について正しい理
解を深めるよう努めなければならない。

オ 医師その他の医療関係者は、国及び
地方公共団体が講ずるアレルギー疾患
対策に協力し、アレルギー疾患の重症
化の予防及び症状の軽減に寄与するよ
う努めるとともに、アレルギー疾患有
する者の置かれている状況を深く認
識し、科学的知見に基づく良質かつ適
切なアレルギー疾患治療を行うよう努
めなければならない。

カ 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、
障害者支援施設その他自ら十分に療養
に関し必要な行為を行うことができない
乳幼児、児童、生徒（以下「児童等」
という。）、高齢者又は障害者が居住し
又は滞在する施設の設置者又は管理者
は、国及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めるとともに、
その設置又は管理する学校等にお
いて、アレルギー疾患有する児童等、

第二

イムエ (略)

等、高齢者又は障害者に対して、適切な医
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ
う努めなければならない。

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めなければならない。

第二

イムエ (略)

等、高齢者又は障害者に対して、適切な医
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ
う努めなければならない。

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めなければならない。

(1)

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めなければならない。

(1)

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めなければならない。

イムエ (略)

一方、インターネット等にはアレル
ギー疾患の原因やその予防法、症状の輕
減に関する膨大な情報があふれています。
この中から、適切な情報を選択すること
は困難となっています。また、適切な情報
が得られず、若しくは適切でない情報を
選択したがゆえに、科学的知見に基づく
治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪す
る例が指摘されている。

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患
の原因やその予防法、症状の輕減の方法等、科
学的根拠に基づいたアレルギー疾患治療を行
うためのアレルギー疾患治療に関する正しい知
識を習得できるよう、國民に広く周知す
ること並びにアレルギー疾患の発症及び
重症化に影響する様々な生活環境を改善す
るための取組を進める。

イムエ (略)

一方、インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の輕減の方法等、科学的根拠に基づいたアレルギー疾患治療を行うためのアレルギー疾患治療に関する正しい知識を習得できるよう、國民に広く周知すること並びにアレルギー疾患の発症及び重症化に影響する様々な生活環境を改善するための取組を進める。

(2)

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めるとともに、
その設置又は管理する学校等にお
いて、アレルギー疾患有する児童等、

(2)

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めるとともに、
その設置又は管理する学校等にお
いて、アレルギー疾患有する児童等、

(1)

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患
の原因やその予防法、症状の輕減の方法等、科
学的根拠に基づいたアレルギー疾患治療を行
うためのアレルギー疾患治療に関する正しい知
識を習得できるよう、國民に広く周知す
ること並びにアレルギー疾患の発症及び
重症化に影響する様々な生活環境を改善す
るための取組を進める。

(1)

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法(平成九年
法律第百二十三号)第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)
は、國及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患
の原因やその予防法、症状の輕減の方法等、科
学的根拠に基づいたアレルギー疾患治療を行
うためのアレルギー疾患治療に関する正しい知
識を習得できるよう、國民に広く周知す
ること並びにアレルギー疾患の発症及び
重症化に影響する様々な生活環境を改善す
るための取組を進める。

エヽキ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な知見の集積に努める。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努める。外食・中食における食物アレルギー表示については、それらを利用する消費者の需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能性にも配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るため従業員教育等を行う。さらに、地方公共団体は、表示の適正化を図るために、都道府県等食品衛生監視指導計画(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条第一項に規定する計画をいう。)に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について
国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エヽキ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な検証を行う。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努めるとともに、外食等に関する食物アレルギー表示については、関係業界と連携し、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供の取組等を推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るため従業員教育等を行う。さらに、地方公共団体は、表示の適正化を図るために、都道府県等食品衛生監視指導計画(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条第一項に規定する計画をいう。)に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について
国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

ギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について
ア (略)

イ 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るために、関係学会と検討を行ったため関係学会等と検討を行い、その検討結果に基づき教育を推進する。

ウ 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識の普及及び技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

療従事者全體の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。

このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について
ア (略)

イ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床

検査技師その他の医療従事者の育成を行なう大学等の養成課程におけるアレル

ギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るために、関係学会と検討を行

い、その検討結果に基づき教育を推進する。

ウ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床

検査技師その他の医療従事者の知識の

普及及び技能の向上を図るために、これ

らの医療従事者が所属する関係学会等

が有する医療従事者向け認定制度の取

得等を通じた自己研鑽を促す施策等の

検討を行う。

が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。

このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について
ア (略)

イ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床

検査技師その他の医療従事者の育成を行なう大学等の養成課程におけるアレル

ギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るために、関係学会と検討を行

い、その検討結果に基づき教育を推進する。

ウ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床

検査技師その他の医療従事者の知識の

普及及び技能の向上を図るために、これ

らの医療従事者が所属する関係学会等

が有する医療従事者向け認定制度の取

得等を通じた自己研鑽を促す施策等の

検討を行う。

エヽキ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な知見の集積に努める。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努める。外食・中食における食物アレルギー表示については、それらを利用する消费者的需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能

性にも配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報

提供に関する取組等を積極的に推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るために、都道府県等食

品衛生監視指導計画(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二

十四条第一項に規定する計画をいう。)に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

エヽキ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な検証を行う。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努める。外食等に関する食物アレルギー表示については、関係業界と連携し、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供の取組等を推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るために、地方公共団体は、表

示の適正化を図るために、都道府県等食

品衛生監視指導計画(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二

十四条第一項に規定する計画をいう。)に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

エヽキ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な理解を図るために、従業員教育等を行なう。さらに、地方公共団体は、表

示の適正化を図るために、都道府県等食

品衛生監視指導計画(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二

十四条第一項に規定する計画をいう。)に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

ギー疾患医療に携わる医療従事者全體の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。

このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

療従事者全體の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。

このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。

このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

療従事者全體の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。

このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

療従事者全體の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。

このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

療従事者全體の知識の普及及び技能の向上を図る。

(1) 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

今後の取組の方針について

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

力 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るために、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院（以下「中心拠点病院」という。）等のアレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）等の地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関し、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づいた体制を整備する。

キ 国は、中心拠点病院や都道府県拠点病院等の協力のもと、最新の科学的知識に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

力 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るために、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。

（2） 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

アレルギー疾患を引き起こす原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関、研究機関及び関係団体との連携による情報の共有を図る有を図るために、アレルギー疾患を引き起こした可能性のある成分を適切かつ効率的に同定、確保及び活用するための仕組みについて検討する。

アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

今後の取組の方針について

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

キ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院を中心とする医療機関の協力のもと、最新の科学的知識に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

ク アレルギー疾患を引き起こす原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関と関係団体との連携による情報の共有を図るために、アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査・研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組の取組や患者数、死亡者数の増減などを長期にわたり把握することで、本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

（2） 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査・研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組や患者数、死亡者数の増減などを長期にわたり把握することで、基本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

（2） 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

今後の取組の方針について

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

の高さ等により、社会全体に与える影響も大きいが、発症並びに重症化の要因、診療・管理ガイドラインの有効性及び薬剤の長期投与の効果並びに副作用等、未だに明らかになつてないことが多い。これら諸問題の解決に向け、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立つた疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である。

アレルギー疾患は、最新の科学的知見に基づいた治療を行うことで、症状のコントロールがある程度可能であるが、診療科が、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知、普及及び実践が進んでいない。最新の科学的知見に基づくアレルギー疾患病の周知、普及及び実践の程度について適切な方法で継続的に現状を把握し、それに基づいた対策を行うことで、国民が享受するアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査・研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

ウ 国は、中心拠点病院、都道府県拠点病院その他の専門的なアレルギー疾患治療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治験を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防・診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

工 国は、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究を推進する。

第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア・ウ (略)

工 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成二十三年三月十七日付け雇児保発〇三一七第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について取り組む。また、老人福祉施設、障害者

ウ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構相模原病院その他の専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治験を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防・診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

工 国は、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の中長期的な戦略の策定について検討を行う。

第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア・ウ (略)

工 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成二十三年三月十七日付け雇児保発〇三一七第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について取り組む。また、老人福祉施設、障害者

障害者支援施設等に対して、職員等にアレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。

オ・カ (略)

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する策について各事業主団体に対し、周知を図る。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するためには、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するよう努める。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するよう努める。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するよう努める。

オ・カ (略)

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、就労を維持できる環境の整備等に関する策を検討する。

支援施設等においても、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発に努める。

(3) 災害時の対応

ア 国及び地方公共団体は、平時におい

て、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食

物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時において

は、乳アレルギーに対応したミルク

等の確実な集積と適切な分配に資する

ため、それらの確保及び輸送を行つ

る。

イ 国は、災害時において、乳アレルギー

に対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保

及び輸送を行う。また、国は、地方公

共団体に対して防災や備蓄集配等に関わる担当部署とアレルギー疾患対策を

担当する部署が連携協力の上、食物ア

また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を

アレルギーに対応した食品等の集積場所を速やかに設置し、物資の受け取りや適切なタイミングで必要な者へ提供できるよう支援する。

(4) ウ
・
(5) エ
(略)
得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

(4) ウ
・
(5) エ
(略)
(略)

事務連絡
令和7年10月27日

各 都道府県アレルギー疾患担当課 御中
各 都道府県消防防災主管課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（食事支援担当）付

災害時の避難所等におけるアレルギー疾患有する方への対応について

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正。以下「指針」という。）において、国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行うこととされています。

災害時においては、避難者の健康面への様々な悪影響が懸念され、特に避難所では、多くの避難者に対して、限られた種類の食品を一律に提供せざるをえないなど、通常時に比べ著しく制限された環境となります。避難者は、そのような環境で長期にわたり生活することを余儀なくされる可能性があり、アレルギー疾患有する場合、特段の配慮が必要となります。

そのため、平時から、保健師など避難所等で医療に携わる方にアレルギー疾患有する方への対応を理解いただくことや、各避難所にアレルギー疾患に関する情報資材、アレルギー対応食品等を常備することなどの事前準備により、災害時において未然の事故防止に協力いただける環境を構築できることが重要となります。

つきましては、アレルギーポータルの「災害時の対応」ページ（※1）に掲載している「災害におけるアレルギー疾患の対応」（※2）や、「行政機関・支援者の方向けQ&A集」「患者さん・家族の方向けQ&A集」（※3）などのパンフレット等を活用した積極的な情報提供や事前準備、貴管内アレルギー疾患担当部局、防災部局及び関係学会等との連携体制の構築に、平時から努めていただくようお願いいたします。また、指針において「国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。」と記載されているとおり、相談窓口設置についてもご検討をいただくようお願いいたします。

(※1) アレルギーポータル「災害時の対応」

<https://allergyportal.jp/just-in-case/>

(※2) 災害におけるアレルギー疾患の対応

https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/00_Responding-to-Allergic-Disease-in-Disasters.pdf

(※3) 「行政機関・支援者の方向けQ&A集」「患者さん・家族の方向けQ&A集」

<https://s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/2022.allergyportal/wp/wp-content/uploads/2025/08/18155642/e5735681e9f63b14cfee0eeb438943e3.pdf>

(参考)

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）（抄）

第5（3）

- ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。
- イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。
- ウ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。
- エ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

担当：佐藤、茂呂、木村

電話：03-5253-1111(内線2291)

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（食事支援担当）付

担当：尾崎、梅津

電話：03-3502-6983(直通)